

議案第67号

寒川町部設置条例の一部改正について

寒川町部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月27日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町総合計画2040の効果的で効率的な推進体制を構築し、町民にわかりやすく、かつ、新たな行政課題及び多様化する町民ニーズに対応できる行政組織とするため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町部設置条例の一部を改正する条例

寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中	「 企画部 総務部 町民部 学び育成部 健康福祉部 環境経済部 都市建設部 」	を	「 町長室 企画部 総務部 町民部 子ども育成部 健康福祉部 環境経済部 都市建設部 」	に改める。
--------	--	---	--	-------

第 2 条企画部の項の前に次の 1 項を加える。

町長室

- (1) 秘書及び渉外に関する事。
- (2) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関する事。
- (3) 特定事項の推進に関する事。

第 2 条企画部の項第 8 号を次のように改める。

- (8) 財産管理に関する事。

第 2 条企画部の項に次の 2 号を加える。

- (9) 建築営繕及び維持補修に関する事。
- (10) 公共施設の再編に関する事。

第 2 条総務部の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 庁舎の維持管理に関する事。

第 2 条総務部の項中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号を第 7 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(8) 情報施策及びコンピュータに関すること。

第 2 条町民部の項に次の 1 号を加える。

(6) スポーツに関すること。

第 2 条学び育成部の項を次のように改める。

子ども育成部

(1) 子育て支援に関すること。

第 2 条環境経済部の項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 環境保全に関すること。

(3) 一般廃棄物の処理に関すること。

第 2 条都市建設部の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成 10 年寒川町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「学び育成部」を「町民部」に改める。

寒川町部設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>町民部</u></p> <p><u>学び育成部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>環境経済部</u></p> <p><u>都市建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(加える)</p> <p>企画部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 情報施策及びコンピュータに関すること。</u></p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>総務部</p> <p><u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u></p> <p><u>(2)～(4) (略)</u></p> <p>(加える)</p> <p><u>(5) 財産管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 建築営繕及び維持補修に関すること。</u></p> <p><u>(7) 公共施設の再編に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>町長室</u></p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>町民部</u></p> <p><u>子ども育成部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>環境経済部</u></p> <p><u>都市建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>町長室</u></p> <p><u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u></p> <p><u>(2) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u></p> <p><u>(3) 特定事項の推進に関すること。</u></p> <p>企画部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 財産管理に関すること。</u></p> <p><u>(9) 建築営繕及び維持補修に関すること。</u></p> <p><u>(10) 公共施設の再編に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1)～(3)</u></p> <p><u>(4) 庁舎の維持管理に関すること。</u></p>

(8)～(10) (略)
(加える)

町民部

(1)～(5) (略)
(加える)

学び育成部

- (1) 子育て支援に関する事。
- (2) 生涯学習に関する事。
- (3) 文化に関する事。
- (4) 青少年育成に関する事。
- (5) スポーツに関する事。

～略～

環境経済部

- (1) (略)
- (2) 公害防止に関する事。
- (3) 清掃に関する事。

都市建設部

- (1)～(8) (略)
- (9) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関する事。
- (10)～(11) (略)

～略～

(5)～(7) (略)

(8) 情報施策及びコンピュータに関する事。

町民部

(1)～(5) (略)

(6) スポーツに関する事。

子ども育成部

(1) 子育て支援に関する事。

～略～

環境経済部

- (1) (略)
- (2) 環境保全に関する事。
- (3) 一般廃棄物の処理に関する事。

都市建設部

(1)～(8) (略)
(削る)

(9)～(10) (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成10年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「学び育成部」を「町民部」に改める。

(附則第2項関係)寒川町スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学び育成部</u> において処理する。 ～略～	～略～ (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>町民部</u> において処理する。 ～略～